

新規公開株式等に関する説明書

本説明書は、新たに金融商品取引所に上場される株式等（以下「新規公開株式等」といいます。）（※）の取引のリスクや概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い交付する「契約締結前交付書面」です。あらかじめ、よくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式等のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式等は、国内外の事業会社等が発行する株式等であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

（※）本書に記載の「株式等」には、投信信託及び投資法人に関する法律に基づき設立された投資法人の投資証券を含みます。

手数料など諸費用について

- ・新規公開株式等を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じる場合があります

- ・新規公開株式等のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・新規公開株式等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じる場合があります

- ・新規公開株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際に、上場後の新規公開株式等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・新規公開株式等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。

新規公開株式等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・新規公開株式等のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

新規公開株式等に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式等のお取引については、以下によります。

- 新規公開株式等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 新規公開株式等の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 新規公開株式等の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- 新規公開株式等の配当金は、原則として、配当所得となります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式等のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいた新規公開株式等のお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」を交付いたします。
- この「取引報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要

商 号 等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 195 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加入協会	日本証券業協会
資 本 金	19,495 百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333(通話料有料)

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝・年末年始を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日を除く)

(2022 年 9 月)